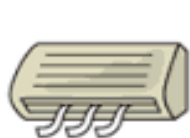


渡嘉敷村

家電リサイクル

処分方法について

渡嘉敷村では、廃家電リサイクル対象品（※）をクリーンセンターにて受け入れ、一時保管致します。



エアコン
(室外機含む)



ブラウン管・液晶・プラズマテレビ



冷蔵庫・冷凍庫
(冷温庫)



洗濯機・衣類乾燥機

処理の手順 ↓

郵便局にて『リサイクル券』を購入し、廃家電と一緒にクリーンセンターへ各自で持込んで下さい。

リサイクル料金については、郵便局や村役場、家電リサイクル券センター (<http://www.rkc.aeha.or.jp>) でご確認ください。

尚、高齢者など持込が困難な場合は、リサイクル券購入後にクリーンセンター職員が回収いたしますので、事前にご連絡・ご相談ください。(TEL・987-3610)

※ エアコン・テレビ・冷蔵(冷凍)庫・洗濯(乾燥)機の4品目をいいます。

家電リサイクル法とは一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

廃棄物の減量化及び資源の有効利用にご協力をお願いいたします。

詳しくは、民生課までお問い合わせください。

民生課・987-2322

クリーンセンター・987-3610